

医療法人制度について 3

医療法人設立のメリット・デメリットについて

○医療法人設立のメリットとしては次があげられます。

- ・ 経営と家計の分離を図ることができる。

経営主体が法人となることにより、金融機関等や取引先からの信用が高まり経営基盤の安定化につながります。

- ・ 附帯業務を営むことが可能となる。

分院や有料老人ホーム等の介護施設の運営などを行うことができます。

- ・ 税の軽減効果が見込める。

個人開業においては、医業所得については個人に帰属することとなりますので所得税が課税されることとなり、最高 50% の税率が課税されます。一方、医療法人においては、医業所得については個人と医療法人の 2 つに分かれますが、個人の所得は医療法人からの役員報酬(給与所得)をもらう形となり給与所得控除の適用により節税効果が見込めるのとあわせて法人の所得には約 40% 程度の法人税が課税されることとなり、税の軽減効果が見込まれます。また、社会保険診療報酬について、医療法人の場合は源泉徴収されませんので、月々の資金繰りの改善が見込まれます。

- ・ 役員への退職金の支払いが可能となる。

医療法人の場合、役員が退任する場合は、役員退職金を支払うことが可能となり、適正額までは損金算入が可能です。

○医療法人設立のデメリットとしては次があげられます。

- ・ 継続性が求められる。

経営上の問題により医療法人から個人の診療所に戻ることは認められていません。

- ・ 利益が出ても配当ができない。

医療法人は利益を配当として分配することはできません。

- ・ 解散した場合は拠出した財産は戻ってこない。

平成 19 年 4 月以降設立認可申請する医療法人については、持分に応じた残余財産分配ができなくなりました。
(解散時の財産の帰属先は国等に限られます。)

- ・ 決算手続きや都道府県知事等への決算報告等の手続きが増える。

事業報告書、貸借対照表、損益計算書等の計算書類の作成や決算期ごとの社員総会の開催及び都道府県知事等への決算報告等の手続きを行う必要があります。

- ・ 社会保険への強制加入による負担

医療法人ではその人数にかかわらず役員及び従業員は健康保険又は医師国保及び厚生年金に加入しなければなりません。事業主として社会保険料の負担が増加します。

- ・ 交際費の一部損金不算入

個人の場合には、事業遂行上必要とされる接待交際費は金額の制限なく必要経費とされますが、法人の場合には交際費の一部は税法上経費として認められません。

以 上

(平成 24 年 5 月)